



# 空家等の放置は危険です!!

■問い合わせ：交通防犯課防犯対策グループ☎内線 493

近年の人口減少傾向や高齢化社会の進行などを背景に、空家等が全国的に増加しています。空家等は建物や付属する工作物のほか、立木その他の土地に定着するものを含みます。空家等は個人の財産で、所有者・管理者は適正に管理する責任があります。

適正に管理せず放置すると建物の劣化が進み、倒壊や建築部材の飛散などで、近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼす可能性が高まります。適切な管理へご協力をお願いします。

## 放置するとこんなことが起きてしまうかも…!?

### 老朽化による建物の倒壊



建物の劣化が進み、地震による倒壊などの危険性が高まります。

建物の所有者・管理者が建物を適正に管理せず、放置したことで建物が倒壊し、近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合は、その建物の所有者・管理者は損害賠償などで管理責任を問われる場合があります。

### 老朽化による建築部材の飛散など

劣化が進んだ建物は、屋根瓦の落下のほか、強風などで建築部材が飛散・外壁が剥げ落ちるなどの危険性が高まります。



建物の所有者・管理者が建物を適正に管理せず、放置したことで建築部材が飛散・落下し、近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合は、その建物の所有者・管理者は損害賠償などで管理責任を問われる場合があります。

### 管理不全による景観と生活環境の悪化



空家等の倒壊・建築部材の飛散などの危険性と併せて、その敷地が適正に管理されていないことで、敷地内の

雑草・樹木の繁茂（倒木）のほか、ゴミの不法投棄・動物の棲家になる・害虫が発生する・悪臭がするなど、周囲の景観と生活環境の悪化を招きます。

### 管理不全によるその他のリスク

窓ガラスやドアが破損し出入りが自由になると、不特定者の侵入による犯罪や不審火による火災、残された家財道具を使って他人が住み着くなど、地域の治安を著しく悪化させる恐れがあります。



人が住まなくなり修繕などを行っていない住宅は痛みが早く、痛みが進行した住宅の場合、改修や修繕・雑草の除去・害虫駆除などで多額の費用がかかってしまうリスクもあります。

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、放置すると著しく危険また衛生上有害となる恐れのある空家等を「特定空家等」と規定し、管理不全な状態の解消のために必要な措置を自治体が行うことが定められています。

なお、「特定空家等」に認定され、管理不全な状態の解消のために必要な措置の勧告対象となった「特定空家等」に係る土地は、住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置は適用されませんのでご注意ください。

空家等に関する詳細は、交通防犯課へお問い合わせください。